

令和6年10月23日

一般社団法人播磨自然高原クラブ
山上直也理事 ほか理事 様

一般社団法人播磨自然高原クラブ
代表理事 岡庭 晋哉



通告書（無効な理事会招集のこと）

貴殿らから令和6年10月20日付「臨時理事会招集通知」が発されている。

この招集通知は、法第93条及び定款第31条第2項が根拠としているが、貴殿らの10月13日付「臨時理事会招集請求」は、理事会の目的とする事項が著しく不明確で、目的とする事項が示されておらず、審議するに値するか否か判断不能かつ要件を満たしていない。ため、10月16日付代表理事から「通知書」で請求を差し戻している。

そのため、「臨時理事会招集通知」の根拠となる請求そのものが不存在である。

加えて、理事会の目的とする事項は、相変わらず、法第93条第2項に定める、理事会の目的である事項を示していない。

このことから、「臨時理事会招集通知」は**不当行為であり、招集通知は無効であることを通告する。**

貴殿らは、すでに任期が終了しており、権利継承義務者として暫定的な理事職に過ぎないことを改めて強く認識すべきである。

互選規定の改正や執行部体制の強化を目的とする理事会の招集請求に至っては、当クラブの正常な運営を完全に無視し、自己の利益のみを追求する非常識な行動と言わざるを得ない。さらに、係る理事会招集請求は前述のとおり無効であると正式に指摘したうえで、差し戻しをしたものである。

よって、無権限者が招集を行うという愚行に他ならない。このような傲慢かつ不誠実な行為は、理事会の権威と正当性を著しく損なうものであり、社員を無視した暴挙というべきであって断じて許されるものでないことを指摘しておく。

以上

理事並びに監事各位 殿



2024(令和6)年10月20日

一般社団法人播磨自然高原クラブ

理事 山上 直也
同 壺坂 哲男
同 岩田 尚子
同 丸山 哲男
同 澤 清司
同 岸波 敬子
同 山脇 丈一
同 仁木島 清子

臨時理事会招集通知

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）法93条及び定款第31条第2項に基づき、次のとおり臨時理事会の招集を通知します。

記

1. 開催日時 2024(令和6)年10月27日 日曜日 午前10時から

2. 場 所 当法人管理事務所

3. 理事会の目的事項

第1号議案 互選規程の改正

第2号議案 現行執行部体制の強化、拡充

4. 報告事項

1. 岡庭代表の神戸監事の名前を使った差し止め請求について
2. 高原クラブの公告掲示物破棄等について

以上